平成２５年（フ）第１８４９号
名古屋市千種区今池３丁目10番15号
破産者　リトミック研究センター愛知第一支局こと　斉木　雅彦
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９３６号
大阪市住吉区南住吉４丁目７番18―301号
破産者　加藤　邦孝
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５２号
大阪府吹田市岸部中２丁目７番12号
破産者　西野　美代
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３１号
奈良市神功５丁目11番地の２　グリーンハウスヴィラ５－Ｂ、前住所奈良市神功３丁目14番地の１　ガーデンヒルズ高の原９－Ａ
破産者　東　　靖昭
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２９号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番３―606号、開始決定時大阪府豊中市服部西町３丁目11番11―301号
破産者　庄司　忠充
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１１号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号　コーポ有楽Ⅰ１―105号、前住所大阪市生野区鶴橋２丁目18番19号
破産者　竹中昌一こと　金　　昌一
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７１号
堺市北区新金岡町４丁３番３―405号、前住所堺市北区南花田町436番地23
破産者　上垣宝飾こと　上垣　隆司
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９４号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番24号
破産者　名黒　　孝
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４６号
大阪市東成区深江北１丁目14番18―404号、前住所奈良県生駒市あすか野北２丁目11番25号
破産者　奥本　　勇
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
北九州市若松区青葉台南３丁目１番５号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町猪熊４―８―６―205
破産者　原野　景之
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６１号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2394番地３
破産者　泊　　安弘
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７０号
愛知県岩倉市下本町天神塚38番地１　野村ステイツ岩倉五条川514号
破産者　清水　　博
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５０号
愛知県豊川市御津町広石祇田58番地　エトワールⅡ203号、開始決定時の住所愛知県豊川市為当町椎ノ木172番地
破産者　福澤　　勝
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市常吉１丁目３番15―208号
破産者　竹下　栄一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第７号
鹿児島県枕崎市木場町683番地
破産者　福元　隆行
1　決定年月日　平成26年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県枕崎市汐見町61番地
破産者　松元　礼和
1　決定年月日　平成26年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第４６号
広島市東区戸坂山崎町５番19―201号
破産者　小河　武史
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県久留米市善導寺町与田176番地２　１階
破産者　白石　玲子
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部